



老 発 第 336号

平成12年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

有料老人ホームの設置運営指導指針の一部改正について

介護保険法（平成9年法律第123号）が平成12年4月1日から施行されることに伴い、標記指針について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等関係法令と字句の整合性を図ることが必要となった。

このため、標記指針について、下記により所要の改正を行うので、貴管下の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。

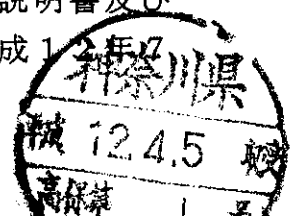
1 指針の性格

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、平成12年4月1日より老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条の有料老人ホームの届出等に関する事務が機関委任事務から自治事務となるところである。このため、「有料老人ホーム設置運営指導指針」は「有料老人ホーム設置運営 標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）と名称を変更することとする。

各都道府県においては、地域の状況に応じて指導指針を作成することは可能であるが、これを作成しない場合は、標準指導指針に基づき指導を行うこととされたい。ただし、有料老人ホームの入居希望者は、その選定に当たり、複数の都道府県内の有料老人ホームを比較検討する場合も少なくないため、有料老人ホームの類型等重要事項については、標準指導指針と著しく乖離し、入居希望者が混乱することのないよう配慮するとともに、その選定に資するため、提供される介護サービスの内容を契約書等において明確化すること、財務諸表及び事業収支計画書の情報開示等について一層の指導の徹底を図ることとされたい。

2 本通知の適用等

本通知は、平成12年4月1日から適用する。ただし、重要事項説明書及び介護サービス等の一覧表については、各有料老人ホームにおいて平成1



月 1 日までに本通知によるものを作成するよう指導されたい。

なお、「有料老人ホームの設置運営指導指針について（平成 9 年 1 2 月 1 9 日老振第 1 4 1 号当職通知）」は、本通知の趣旨に反しない範囲で当面存続することとするが、今後、有料老人ホームの類型等について、介護保険法の施行後における介護サービスの提供の状況等を調査したうえで、必要な見直しを行うこととしている。

## 記

平成 9 年指導指針の別添「有料老人ホーム設置運営指導指針」を次のように改正する。

題名を次のように改める。

有料老人ホーム設置運営 標準指導指針

本文中「要介護者」を「要介護者等」に改める。

1 の(1)中「寝たきり等により常時介護を必要とする者」を「身体上又は精神上的の障害があるために、常時介護を要する者又は日常生活に支援を要する者」に改める。

1 中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 介護保険法第 7 0 条の規定により特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に規定することのほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守すること。

3 の(4)中「通知」の後に「のほか、「市街化調整区域における開発許可制度の運用について」（平成 1 0 年 7 月 1 日建設省経民発第 4 0 号建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室長通達）」を加える。

3 の(6)中「借地」を「借地・借家」に、「借地期間終了時」を「借地・借家期間終了時」に、「除却」を「除却又は退去」に、「定期借地権」を「定期借地・借家権」に、「借地権」を「借地・借家権」に改める。

4 の(6)のアの(イ)中「機能回復訓練室」を「機能訓練室」に改める。

4 の(7)のイの(オ)中「「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和 4 1 年厚生省令第 1 9 号）（以下「特養設備運営基準」という。）第 1 8 条第 3 項第 1 号（ロを除く）」を「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号。以下「特養設備運営基準」という。）第 1 1 条第 3 項第 1 号（イ、ロ、ニ及びリを除く。）」に改める。

4 の(7)のウ中「特養設備運営基準第 1 8 条第 3 項第 1 号に定める居室の設備基準を満たしたものを「前記イの(オ)の基準を満たすとともに、1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、5 平方メートル以上」に、「要介護者数」を「要介護者等の人数」に改める。

4の(7)のオ中「特養設備運営基準第18条第3項第3号及び第4号」を「特養設備運営基準第11条第3項第3号及び第5号」に改める。

5の(1)のア中「介護員」を「介護職員」に、「看護婦(士)又は准看護婦(士)」を「看護職員(看護婦(士)又は准看護婦(士))」に改める。

5の(1)のウ中「(生活相談員、介護員、看護婦(士)又は准看護婦(士)をいう。以下「直接処遇職員」という。)は原則として常勤とし、その一部に非常勤職員を充てる場合は」を「(介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。)については」に改める。

5の(1)のオの(ア)中「機能回復訓練担当者」を「機能訓練指導員」に改める。

5の(1)のオの(ウ)中「直接処遇職員の数は」を「生活相談員及び直接処遇職員の合計数は」に改める。

5の(2)中「直接処遇職員」を「生活相談員及び直接処遇職員」に改める。

7中「機能回復訓練」を「機能訓練」に改める。

9の(4)のア中「明らかにしておくこと。」の後に「ただし、介護保険の利用者負担分の受領方法として、ホームが一時金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不相当であること。」を加える。

10の(1)のア中「すること。」の後に「特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けたホームにあっては、入居契約時には特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。」を加える。

10の(3)のイ中「有料老人ホームの類型」の後に「及び指定居宅サービスの種類(当該ホームについて介護保険法第70条の規定により指定された居宅サービスの種類。居宅介護支援は除く。以下同じ。)」を加える。

10の(5)のア中「有料老人ホームの類型」の後に「及び指定居宅サービスの種類」を加える。

11の(2)中「有料老人ホームの類型の表示」を「有料老人ホームの類型等の表示」に改め、「施設名」の後に「及び指定居宅サービスの種類」を加える。

別紙様式(別添を含む。)を次のように改める。

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成 年 月 日

1. 事業主体概要

事業主体名	
代表者名	
所在地	
基本財産・資本金	
主な出捐者・出資者とその金額	
他の主な事業	

2. 施設概要

施設名	
施設の類型	
介護保険の指定居宅サービスの種類※	
施設長(施設の管理者)名	
開設年月日	
所在地・電話番号	
交通の便	
敷地概要(権利関係)	
建物概要(権利関係)	
居室(一般居室・介護居室)、一時介護室の概要	一般居室 室 定員 名 最多 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ~ m <sup>2</sup> ) 介護居室 室( 人部屋 室 ) 定員 名 人部屋 m <sup>2</sup> 一時介護室 室( 人部屋 室 ) ベッド数 床 人部屋 m <sup>2</sup>
浴室、食堂、機能訓練室の概要	
共用施設概要	
ナースコール等緊急連絡・安否確認	

※介護保険法第70条の規定により指定された居宅介護サービスの種類を記入。居宅介護支援は除く。

3. 利用料

費用の納入方式	
入居一時金 (介護費用の一時金を除く)	人入居の場合 万円~ 万円(最多 万円台 戸)
用途	
解約時の返還金	
介護費用の一時金	万円

解約時の返還金		
月額利用料		人入居の場合 円～ 円/月
内訳	管理費	
	用途	
	食費	
	介護費用(介護保険に係る利用料を除く)	
	光熱水費	
	家賃相当額	
その他		
改定ルール		
介護保険に係る利用料		
一時金の返還金の 保全措置		
・銀行保証の有無 及び内容	有・無 ( )	
・その他の保全措置 の有無及び内容	有・無 ( )	
損害賠償額の予定の 定めの有無及び内容	有・無 ( )	
消費税		

#### 4. サービスの内容

入居一時金(介護費用の一時金を除く)に含まれるサービス	
月額利用料(介護費用を除く)に含まれるサービス	
ホームが提供する介護サービスの内容、頻度及び費用負担	別添 介護サービス等の一覧表による
上記以外の別途費用負担の必要なサービスとその利用料	
苦情解決の体制	
損害賠償	

#### 5. 介護を行う場所等

要介護時(痴呆を含む)に介護を行う場所	
入居後	一時介護室へ移る場合 (判断基準・手)

に居室又は施設を移る場合	続き、追加費用の要否、居室利用権の取扱等)	
	介護居室へ移る場合(同上)	
	他のホームへ移る場合(同上)	

6. 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	
入居者が医療を要する場合の対応	

7. 入居状況等

(平成 年 月 日現在)

入居者数及び定員	人(定員 人)										
入居者内訳	性別	男性 人、女性 人									
	介護の要否別	自立 人 要支援 人 要介護 計 人 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr><td>要介護Ⅰ</td><td>人</td></tr> <tr><td>要介護Ⅱ</td><td>人</td></tr> <tr><td>要介護Ⅲ</td><td>人</td></tr> <tr><td>要介護Ⅳ</td><td>人</td></tr> <tr><td>要介護Ⅴ</td><td>人</td></tr> </table>	要介護Ⅰ	人	要介護Ⅱ	人	要介護Ⅲ	人	要介護Ⅳ	人	要介護Ⅴ
要介護Ⅰ	人										
要介護Ⅱ	人										
要介護Ⅲ	人										
要介護Ⅳ	人										
要介護Ⅴ	人										
平均年齢	歳(男性 歳、女性 歳)										
運営懇談会の開催状況(開催回数、主な議題等)											

8. 職員体制

(平成 年 月 日現在)

	職員数	夜間勤務職員数(時_翌時)	常勤換算後の人数	備考
従業者の内訳	施設長		—	
	生活相談員			
	直接処遇職員 介護職員 看護職員			
	機能訓練指導員		—	
	計画作成担当者		—	
	医師		—	
	栄養士		—	
	調理員		—	
	事務職員		—	

その他職員			-
直接処遇職員の人員配置の状況	要介護者等の人数(前年度の平均値)		人
	指定基準上の直接処遇職員の人数(常勤換算)		人
	ホームに配置する直接処遇職員の人数(常勤換算)		人
	要介護者等に対する直接処遇職員の人数の割合		__ : 1
常勤換算方法の考え方			
従業者の勤務体制の概要			

注1) ( ) 書きは、非常勤で内数。

- 2) 常勤職員数には、併設施設がある場合の当該施設の医師、看護婦その他の職員数は含まない。
- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、その概要を備考欄に記入。
- 4) 機能訓練指導員がPT、OT等の職種である場合は備考欄に記入。
- 5) 直接処遇職員の人員配置の状況は、特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けた施設のみ記入。指定基準とは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」のこと。

#### 9. 入居・退去等

入居者の条件	
身元引き受け人等の条件、義務等	
契約の解除	
体験入居	

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ \_\_\_\_\_ 様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	(自立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)			
	一時金及び月額 利用料を含む サービス	その都度徴収 するサービス	介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含む サービス	その都度徴収 するサービス	介護保険給付、 一時金及び月額 利用料を含む サービス	その都度徴収 するサービス
介護サービス						
○巡回 ・昼間 ～ ・夜間 ～						
○食事介助						
○排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代						
○入浴等 ・清拭 ・一般浴介助 ・特浴介助						
○身辺介助 ・体位交換 ・居室からの 移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみ 介助						
○機能訓練						
○通院の介助						
○緊急時対応 ・ナースコール						
生活サービス						
○家事 ・清掃 ・洗濯						
○居室配膳・下膳						
○理美容						
○代行 ・買物 ・役所手続き						
健康管理サービス						
・健康診断 ・健康相談 ・生活指導 ・医師の往診						
入退院時、入院中 のサービス						
・医療費 ・移送サービス						
その他サービス						

※自立、要支援及び要介護状態区分に応じて介護サービス等の一覧表を作成。自立、要支援、要介護Ⅰ～Ⅴと区分した場合は7区分となるが、一覧表をわかりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。  
 ※上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、ホームのサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えないものであること。  
 ※記入にあたっては、回数、費用負担を明らかにすること。  
 ※「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。